



東大阪市公衆衛生協力会 会報

事務局 〒578-0941 東大阪市岩田町四丁目3番22-500号(希来里5階)

TEL 072-960-3804 Fax 072-960-3807 Email: koushueisei@koushueisei.com



5月12日(日)開催

第45回東大阪市民ふれあい祭り に参加しました

当日は五月晴れとは言えないもののちょうどよい曇り空の下、ふれあい祭りパレードが行われました。このパレードはふれあい通り会場のある近鉄八戸ノ里駅から近鉄布施駅までの北側道路の内、大阪樟蔭女子大学から近鉄布施駅間までの約1.3キロメートルのコースを38の団体が各団体の特色を生かした装いでアピールをしていました。

私たち協力会は例年どおりお揃いのビブスと帽子を着用し手にはプラカードや横断幕を持ち公衆衛生について訴えました。

プラカードには「かかりつけ医を持ちましょう」「からだの健康は歯とお口から」「かかりつけ薬局を決めていると安心」「ペットは家族 愛情をもって」「骨から元気に」「介護予防にも はり・きゅう」「妊娠、出産、子育て 電話相談あります」「安心・安全・効果的なあん摩マッサージ指圧でエエあんばいや」「せいけつ手洗い30秒で食中毒予防」「手洗いは食中毒予防の基本のキ」など各団体の標語を掲載し市民の方々に公衆衛生に関する啓発を行いました。

また、沿道より市民の皆様からご声援をたくさん頂戴いたしました。市民の皆様誠にありがとうございました。

なお、当日は各団体から沢山の方々にご参加いただきましたことをこの場をお借りしまして御礼申し上げます。

健康フェスタ2024の開催は決まり次第お知らせします

2月27日開催の本協力会の三役会議(会長・副会長・会計監査)において、今年度の理事会及び総会の日程及びふれあい祭りへの参加について決定されました。

定期総会は 7月3日(水)14時から

理事会は同日13時30分から

若江岩田駅前市民プラザ 多目的ホールで開催

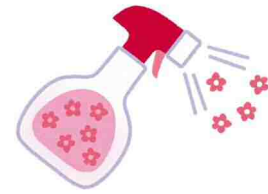
令和六年度総会開催へ

- 1 日時 令和6年7月3日(水)
午後1時30分 理事会
午後2時 総会
- 2 場所 希来里5階 若江岩田駅前市民プラザ
多目的ホール(岩田町4-3-22)
- 3 その他 今年度の理事会・総会への出席のご案内は各団体の理事及び代議員の皆様にご通知させていただきます。



香害（こうがい）って、何？

2013年9月及び2020年4月に国民生活センターが、全国消費生活情報ネットワークシステムに寄せられる「柔軟仕上げ剤のにおい」に関する相談件数が増加傾向にあることなどを発表しました。柔軟剤などの香りにより、頭痛や吐き気がするなど体調不良を訴える相談が消費生活センター等に寄せられています。柔軟剤などの香りと体調不良との因果関係は不明ではあるものの、香り付き製品の使用に当たっては、香りで困る人がいるという事をご理解ください。



- ・ 自分にとって快適な香りでも、不快に感じる人がいます
- ・ 香りの強さの感じ方には個人差があります
- ・ 使用量の目安などを参考に、周囲に配慮した使用が必要です



啓発ポスターURL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/index.html#other_002

お問い合わせ；東大阪市保健所環境業務課

〒578-0941 東大阪市岩田町四丁目 3-22-500

電話 072-960-3804

FAX 072-960-3807

東大阪市

若年がん患者 在宅療養支援事業



東大阪市では、若年がん患者の方が、住み慣れた自宅で、最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を支援し、患者とその家族の方の負担の軽減を図るため、在宅介護サービスにかかる利用料等の助成を令和6年5月1日より実施します。

対象者

※①から④の要件をすべて満たす方

- ①申請時及び利用時に東大阪市内に住民登録があり、東大阪市住民基本台帳に登録されている方
- ②申請時及び利用時に18歳以上40歳未満の方
- ③がんと診断され、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態であると判断され、在宅生活の支援や介護が必要な方
- ④他の制度で本事業と同等の助成又は給付を受けることができない方

対象となるサービス

- ①訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ②訪問入浴介護
- ③福祉用具貸与
- ④福祉用具購入

助成額

- ・利用者1人につき、1か月あたりのサービス利用上限額は6万円です。
 - ・サービス利用額の9割相当額を助成します。（最大で5万4千円を助成。利用者負担は1割です。）
 - ・助成額を上回る利用料、意見書作成料等については、ご本人の負担になります。
- （注）サービス利用額は、いったん全額を負担していただきます。

助成期間

利用決定において利用開始日と定められた日以降に利用するサービスが対象となります。令和6年度に限り、7月31日までの申請分は、意見書に記載の「判断年月日」に基づき、令和6年4月1日を限度に遡及できます。

申請を検討する際は、**事前に健康づくり課（TEL072-960-3802）にご連絡ください。**制度の詳細をご説明します。

【申請窓口・お問合せ先】

東大阪市保健所健康づくり課

〒578-0941 東大阪市岩田町四丁目 3-22-300

電話 072-960-3802（平日9時から17時30分まで）

FAX 072-970-5821